第1章　　一般条項

（総則）

第1条　発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、この契約書に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2　乙は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、契約の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、契約の目的物を甲に引渡すものとし、甲は、その業務委託料を支払うものとする。

3　乙は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは甲乙協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

4　乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

5　この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6　この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

7　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8　この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。

9　この契約書及び設計図書における期間の定めについては民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11　この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

（業務責任者の選任等）

第2条　乙は、業務を行うに当たり、業務責任者を定め、業務責任者届により甲に提出しなければならない。業務責任者を変更したときも同様とする。

（業務計画書の提出）

第3条　乙は、業務を行うに当たり、速やかに、甲と協議の上、業務計画書を作成し、甲に提出しなければならない。

（検査等）

第4条　乙は、業務が完了したときは、速やかに委託業務完了届を甲に提出しなければならない。ただし、契約金額が100万円以下の業務委託については、省略することができる。

2　甲は、前項の規定による届出があったときは、10日以内にその立会いを求め検査を行うものとする。

3　乙は、前項に規定する検査に合格しないときは、直ちに必要な修補をして甲の検査を受けなければならない。この場合に修補が完了したときは、前2項の規定を準用する。

（業務委託料の請求）

第5条　乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2　乙は、前項の規定にかかわらず、履行期限が1箇月を超える業務については、当該月毎に委託業務完了届を提出し、検査に合格した業務に係る業務委託料を甲に請求することができる。

（業務委託料の支払）

第6条　甲は、前条の規定により、適法な請求書を受理した日から30日以内に業務委託料を支払うものとする。

2　乙が前項に規定する期日までに業務委託料を受領しないときは、甲は、遅延利息支払の責を負わない。

3　この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって、消費税等の額に変動が生じた場合は、甲は、この契約を変更することなく、契約金額に相当額を加減して支払う。

（業務の方法等）

第7条　乙は、甲又は甲の指定する職員の指示に従い、業務執行の管理、取締りに当たらなければならない。

2　乙の従業員が甲の建物内において行う業務上の行為は、すべて乙の責任とする。

3　乙は、甲が立会いの必要があると認める業務を履行する場合は、甲又は甲の指定する職員の立会いを受けなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第8条　乙は、この契約により生ずる権利又

は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2　乙は、契約の目的物(未完成の契約の目的物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

第9条　乙は、契約の目的物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。ただし、乙がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、乙に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に乙が当該権利の一部を甲に無償で譲渡することにより、甲乙共有のものとする。

2　甲は、契約の目的物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該契約の目的物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。

3　甲は、契約の目的物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4　乙は、契約の目的物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、契約の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の目的物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。

5　乙は、契約の目的物(業務を行う上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしないとにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該契約の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかわらず当該契約の目的物の内容を公表することができる。

6　乙は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、甲乙協議して定める。

7　甲は、乙が契約の目的物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

8　乙は、次条第3項の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各号に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

(一括再委託等の禁止)

第10条　乙は、業務の全部を一括して、又は甲が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2　乙は、前項の主たる部分のほか、甲が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3　乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、甲が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(特許権等の使用)

第11条　乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(特許権等の発明等)

第12条　乙は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、甲に通知しなければならない。

2　前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、甲乙協議して定める。

(履行報告)

第13条　乙は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、甲に報告しなければならない。

(貸与品等)

第14条　甲が乙に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2　乙は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3　乙は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4　乙は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を甲に返還しなければならない。

5　乙は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の改善義務)

第15条　乙は、業務の内容が設計図書又は甲の指示若しくは甲乙協議の内容に適合しない場合において、甲がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が甲の指示によるときその他甲の責に帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第16条　乙は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を甲に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1)　図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)。

(2)　設計図書に誤謬又は脱漏があること。

(3)　設計図書の表示が明確でないこと。

(4)　履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。

(5)　設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2　甲は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いのうえ、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに調査を行うことができる。

3　甲は、前項の規定による調査について、乙の意見を聴いた上、当該調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、乙に通知しなければならない。ただし、甲は、当該期間内に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4　前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が甲及び乙によって確認された場合において、必要があると認められるときは、甲は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5　前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第17条　甲は、前条第4項に規定するものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示(以下本条及び第19条において「設計図書等」という。)の変更内容を乙に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第18条　第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって、乙の責に帰すことができないものにより

作業現場の状態が変動したため、乙が業務を行うことができないと認められるときは、甲は、業務の中止内容を直ちに乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2　甲は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3　甲は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る乙の提案)

第19条　乙は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2　甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を乙に通知しなければならない。

3　甲は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(乙の請求による履行期間の延長)

第20条　乙は、その責に帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に履行期間の延長を請求することができる。

(甲の請求による履行期間の短縮等)

第21条　甲は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、乙に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

2　甲は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、乙に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3　前2項の場合において、甲は、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第22条　履行期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2　前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が履行期間の変更事由が生じた日(第20条の場合にあっては、甲が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、乙が履行期間の変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第23条　業務委託料の変更については、契約締結時の価格を基礎として、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2　前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3　この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(臨機の措置)

第24条　乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ、甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2　前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。

3　甲は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4　乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと

認められる部分については、甲がこれを負担しなければならない。

(一般的損害)

第25条　契約の履行について生じた損害(次条第1項、第2項若しくは第3項に規定する損害を除く。)は、乙の負担とする。ただし、当該損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたもの(第45条の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。)については、甲がこれを負担しなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第26条　契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、第3項に定める場合を除き、乙がその損害を賠償しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(第45条の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、甲の指示、貸与品等の性状その他甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担しなければならない。ただし、乙が、甲の指示又は貸与品等が不適当であること等甲の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3　契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に損害(第45条の規定により付された保険によりてん補された損害を除く。)を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙がこれを負担しなければならない。

4　前3項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

第27条　甲は、第11条、第15条から第19条まで、第21条、第24条、第25条、第28条第3項の規定により業務委託料を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき業務委託料又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2　前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が業務委託料を変更すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(完了検査前の使用)

第28条　甲は、第4条第2項の規定による検査前においても、契約の目的物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

2　前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3　甲は、第1項の規定による使用により乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(部分払及び部分検査)

第29条　乙は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する業務委託料について、次項以下に定めるところにより、甲に対して、部分払を請求することができる。

2　部分払の回数及び時期は、あらかじめ、甲の指定するところによる。

3　乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を甲に請求しなければならない。

4　甲は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して10日以内に、乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、甲が負担しなければならない。

5　乙は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、甲の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

6　乙は、第4項の規定による検査に合格し

たときは、甲に部分払を請求することができる。この場合において、甲は、当該請求があった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

第30条　乙は、甲が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、乙は、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2　甲は、前項の規定により乙が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第31条　甲は、契約の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は、履行の追完を求めることができない。

2　前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3　第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1)　履行の追完が不能であるとき。

(2)　乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)　契約の履行の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4)　前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(甲の催告による解除権)

第32条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1)　正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2)　履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後、相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかにないと認められるとき。

(3)　第2条に定める業務責任者を設置しなかったとき。

(4)　正当な理由なく、第31条第1項の履行の追完がなされないとき。

(5)　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第33条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)　第8条の規定に違反してこの契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供したとき。

(2)　この契約の履行の全部を完了させることができないことが明らかであるとき。

(3)　乙がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4)　乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5)　契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6)　前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をし

ても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
(7) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は許可等を失ったとき。
(8) 第36条又は第37条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
(9) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
(10) 乙が第41条の2第1項各号のいずれかに該当するとき。

(暴力団排除に係る解除等)

第33条の2 甲は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
(1) 神奈川県内広域水道企業団暴力団排除条例(平成24年神奈川県内広域水道企業団条例第2号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、条例第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)、条例第2条第4号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
(2) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。
(3) 乙が、この契約に関して、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
(4) 乙が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第3号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
(5) 乙が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者に契約代金債権を譲渡したとき。

2 前項の規定により、甲が契約を解除した場合においては、乙は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第34条 第32条各号又は第33条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、第32条又は第33条の規定による契約の解除をすることができない。

(甲の任意解除権)

第35条 甲は、業務が完了するまでの間は、第32条、第33条及び第33条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(乙の催告による解除権)

第36条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の催告によらない解除権)

第37条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
(1) 第17条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
(2) 第18条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
(3) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第38条 第36条又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(合意解除)

第39条 甲は、必要があると認めるときは、第32条から前条までの規定にかかわらず、乙と協議して、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第40条　甲は、第32条、第33条、第33条の2、第35条、第36条、第37条又は第39条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する業務委託料を乙に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

2　乙は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3　乙は、この契約が解除された場合において、履行場所に乙が所有し、又は管理する調査機械器具、仮設物その他の物件(第10条第3項の規定により、乙からの業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。)があるときは、乙は、当該物件を撤去し、又は履行場所を原状に復し、若しくは取り片付けなければならない。

4　前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は履行場所の原状回復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件の処分又は履行場所の原状回復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は原状回復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲が処分又は原状回復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5　第2項前段の規定により乙がとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第32条、第33条又は第33条の2の規定によるときは甲が定め、第35条、第36条、第37条又は第39条の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第2項後段及び第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

6　第32条又は第33条の規定により甲が契約を解除した場合において、乙が第41条第2項又は第41条の2に規定する違約金を支払わない場合は、甲は、第1項の既履行部分委託料から当該違約金を控除することができる。

(甲の損害賠償請求等)

第41条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1)　乙の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができないとき。

(2)　この契約の履行の目的物に契約不適合があるとき。

(3)　第32条又は第33条の規定により、この契約が解除されたとき。

(4)　前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1)　第32条又は第33条の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

(2)　業務の完了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

3　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1)　乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2)　乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3)　乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4　第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5　第1項第1号の損害金の額は、業務委託

料から履行済部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率(以下「遅延防止法で定める率」という。)を乗じて計算した額とする。ただし、遅延日数は、甲の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。

(談合等不正行為に対する措置)

第41条の2　乙は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、業務委託料の100分の15に相当する額を賠償金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。業務が完了した場合も同様とする。ただし、甲が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(1)　乙又は乙を構成事業者とする事業者団体が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。)又は排除措置命令若しくは納付命令において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。

(2)　乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)に関して刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2　前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(乙の損害賠償請求等)

第42条　乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1)　第35条、第36条又は第37条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2)　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2　甲の責めに帰すべき事由により、第6条第1項(第29条において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における遅延防止法で定める率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第43条　乙が契約の履行の目的物に関して契約の内容に適合しない目的物を甲に引き渡した場合において、甲がその不適合を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、契約不適合を理由とした履行の追完、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2　前項の規定にかかわらず、甲の権利の行使ができる期間について設計図書で別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

3　前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、甲の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4　甲が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5　甲は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求

等をすることができる。
6　前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。
7　第1項の規定は、契約の履行の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は甲の指示により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、乙がその材料又は指示の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第44条　乙は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。
2　乙は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、甲と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第20条の規定により、甲に履行期間延長の請求を行うものとする。
3　乙は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに甲に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
4　乙は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、甲と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第20条の規定により、甲に履行期間延長の請求を行うものとする。

(保険)

第45条　乙は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第46条　乙がこの契約に基づく賠償金、損害金、又は違約金(以下「賠償金等」という。)を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、賠償金等の額に、甲の指定する期間を経過した日から賠償金等が納付された日までの日数に応じ、契約日における遅延防止法で定める率を乗じて計算した額(以下「遅延利息」という。)を加えた額を徴収する。
2　業務委託料が未払いの場合にあって賠償金等及び業務委託料支払いまでに遅延利息がある場合は、その遅延利息を甲が支払うべき業務委託料から控除して徴収する。なお、控除して徴収した額に不足があるときは、その不足額を、甲は別途徴収する。

(契約外の事項)

第47条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

第2章　特約条項

(総則等)

第48条　この契約における用語の定義は、文脈上別異に解すべき場合を除き、第1章一般条項中に定義される用語にかかわらず、次の定義に従う。
(1)「本事業」とは、西長沢浄水場排水処理施設整備事業をいう。
(2)「基本協定」とは、甲、●、●、●、及び●の間で締結された令和9年8月●日付西長沢浄水場排水処理施設整備事業基本協定書をいう。
(3)「要求水準書」とは、本事業において甲が公表した要求水準書及びこれに対する質問回答をいう。
(4)「提案書類」とは、乙が令和●年●月●日付で甲に提出した本事業に係る技術提案書等の提案書類及び当該提案書類の説明又は補足として乙がこの契約の締結日までに甲に提出したその他一切の文書をいう。
(5)「完成図書」とは、乙が甲又は本事業に係る建設工事業務の受注者から受領した業務の対象施設の完成図書をいう。
(6)「サービス対価」とは、業務の履行に対して、甲が乙に支払うべき対価をいう。
2　この契約において、「設計図書」との用語は、「要求水準書及び提案書類」と読み替える。ただし、第1条第3項、第10条、第14条、第17条、第19条、第27条、第37条第1項第1号、第43条及び第45条においては、「設計図書」との用語は、「要求水準書」と読み替える。
3　この契約において、「契約金額」、「契約代金」、「代金」、「業務委託料」、「委託料」との用語は、「サービス対価」と読み替え

る。
4　第4条第1項中、「委託業務完了届」との用語は、「委託業務完了届及び業務報告書」と読み替える。
5　第7条第2項中、「建物」との用語は、「業務の対象施設内」と読み替える。
6　第10条第1項中、「甲が設計図書において指定した主たる部分」との用語は、「主たる部分」へと読み替える。
7　第41条第2項柱書中、「業務委託料の10分の1」との記載を、「履行期間全体におけるサービス対価の10分の1」と読み替える。
8　第41条の2中、「業務委託料の100分の15」との記載を、「履行期間全体におけるサービス対価の100分の15」と読み替える。
9　第18条中、「第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は」との部分は適用しない。
10　第42条第2項中「第6条」との記載を、「第67条」と読み替える。

(適用外)

第49条　この契約において、第4条第1項ただし書、第5条、第6条、第16条第1項第1号、第29条、第30条、第31条第3項は適用しない。

(共同企業体)

第50条　乙が共同企業体である場合は、その構成員は、共同連帯してこれを履行しなければならない。
2　乙が共同企業体を結成している場合において甲は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、乙は、甲に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
3　第41条の2に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、その代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して不正行為に対する賠償金を甲に支払わなければならない。
4　甲は、第41条の2の規定により超過額を認定する場合は、期間を定めて乙(乙が共同企業体であり、既に解散している場合は、その代表者であった者及び構成員であった者)の意見を聴いて定めるものとする。

(契約構成書面等適用の優先順位)

第51条　この契約を構成する書面及び図面は、次の各号に掲げるとおりとし、各号において齟齬がある場合の優先順位は、列挙された順序に従うものとする。ただし、提案書類に含まれる書類において、それらの記載内容のうち、要求水準書の定める基準、水準等を超える部分は、提案書類に優先するものとする。
(1)　西長沢浄水場排水処理施設運転維持管理業務委託契約
(2)　基本協定
(3)　要求水準書
(4)　提案書類

(総合運転維持管理業務計画書と年度別運転維持管理業務計画書)

第52条　第3条で規定する業務計画書は、「総合運転維持管理業務計画書」と「年度別運転維持管理業務計画書」と読み替える。
2　乙は、業務開始時に総合運転維持管理業務計画書と履行期間中の最終年度を除く毎年度末に、運転計画、維持管理、計画修繕等の次年度の年間予定を記載した年度別運転維持管理業務計画書を甲に提出しなければならない。ただし、甲がその必要がないと認めたときは、この限りでない。
3　乙は、甲が承諾した場合に限り、総合運転維持管理業務計画書と年度別運転維持管理業務計画書の内容を変更することができる。

(モニタリング及び運転・維持管理業務に係る対価の支払・違約金等)

第53条　甲は、業務について、要求水準書、提案書類への適合状況及び履行状況の確認等を目的としたモニタリングを適宜行うものとし、乙は甲が行うモニタリングに協力する。
2　乙は、業務の実施にあたり、要求水準書、提案書類及び甲の承諾を受けたモニタリング実施計画書に示すセルフモニタリングを実施し、前項に示す甲が行うモニタリングに必要な報告を適宜行うものとする。
3　甲は、第67条の規定及び前2項のモニタリング結果より別添1「サービス対価の支払いについて」に基づくサービス対価の額を決定し、乙に通知する。
4　甲は、第1項及び第2項により要求水準又は提案内容の未達を確認したときは、

別添2「要求水準又は提案内容未達の場合の措置」に従う措置を執るものとし、乙はその措置に従うものとする。

（施設機能の確認）

第54条　甲及び乙は、業務の開始前において、業務の対象とする既設施設（継続利用施設、撤去対象施設）の性状、立地、規格、機能、数量その他内容（以下この条において「既存施設の性状等」という。）について、双方立会いの上、確認するものとする。

2　前項の確認の結果、既存施設の性状等が、完成図書等で示された内容から合理的に推察されるところから逸脱し、かつ、当該逸脱により乙の業務の実施に著しい支障が生じると認められるときは、乙は甲に対してその状況を通知しなければならない。

3　甲は、前項の通知を受けたときは、速やかにその状況を確認し、その取扱いについて乙と協議を行い、必要な措置を執るものとする。

4　乙は、新設施設の完成図書が現地と整合しない状況を認め、かつ、この不整合により業務の実施に著しい支障が生じると認めるときは、当該状況を甲に報告し、協議の上、補修その他適切な措置を執らなければならない。この場合において、基本協定第7条第2項が適用されるときは、乙はその費用相当額を建設工事業務の受注者に請求するものとし、基本協定第7条第3項が適用されるときは、甲がその費用を負担する。

（支給材料及び貸与品）

第55条　甲が乙に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する器具等（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書に定めるところによる。

2　甲は、支給材料又は貸与品の引渡しにあたっては、乙の立会いの上、乙の負担で、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が要求水準書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

3　乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4　乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり、使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

5　甲は、乙から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を乙に請求しなければならない。

6　甲は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7　甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは業務の内容若しくはサービス対価を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

8　乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

9　乙は、業務の内容の変更等によって不要となった支給材料若しくは貸与品を甲に返還しなければならない。

10　乙は、故意又は過失により支給材料若しくは貸与品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11　乙は、履行期間終了後、貸与品について甲に報告し、確認を受けた後、速やかに指定の場所に返納しなければならない。

12　履行期間中に生じた貸与品の経過年数に伴う自然な劣化や消耗については損害等の対象としない。この場合、使用できなくなった貸与品は甲に報告し、返納するものとする。

13　乙は、支給材料若しくは貸与品の使用方法が要求水準書に明示されていない

ときは、甲の指示に従わなければならない。

(ユーティリティ等の調達)

第56条　甲は、業務の実施に必要なユーティリティ等(電気、水道等をいう。ただし、要求水準書において乙が負担するとされているユーティリティは除く。)を負担する。なお、乙は、要求水準書において、甲が調達し、かつ乙が負担するとされているユーティリティについて四半期(別添1第2項(1)において定義する。)毎の各使用実績に応じて算定を行うものとする。

2　乙は、前項に規定するもの以外で、業務の実施期間において必要となる事務用品、燃料、通信及びその他の用役を、自己の責任と費用により、調達・管理しなければならない。

(計画修繕業務)

第57条　乙は、本事業の新設施設(事業者の判断による既設施設の継続利用を含む)について、要求水準書及び提案書類に基づく計画的な修繕を行うものとする。

2　乙は、本事業で整備する建築物及び設備等について、本事業終了後1年以内に要求水準書に示された性能及び機能を下回らない予防保全計画(履行期間終了後の期間を含む。)を作成し、毎年の年度別運転維持管理業務計画書に反映するものとする。

3　乙は、計画修繕の後に報告書を作成し、甲に提出するものとする。

(計画外修繕業務)

第58条　乙は、本事業のすべての施設について、要求水準書、提案書類に基づく突発的な故障等が発生した場合の修繕を行うものとする。

2　前項のうち、既設施設の修繕に係る費用は、年間250万円(1回あたり250万円(消費税及び地方消費税等を含む))とし、この金額はサービス対価に含むものとする。また、新設施設（事業者の判断による既設施設の継続利用を含む）に対する計画外修繕は、事業者は自らの費用負担にて実施するものとする。

3　既設施設に対する修繕に係る費用が前項の金額を超過する場合は、甲と乙で協議し対応方法を決定する。

4　既設施設に対する修繕に係る費用が第2項の金額に達しない場合は、差額を年間のサービス対価から減額する。

(浄水発生土(脱水ケーキ)の有効利用)

第59条　本事業で発生した浄水発生土(脱水ケーキ)の有効利用により得られた収入は、すべて乙に帰属するものとする。

2　乙は、要求水準書、提案書類に基づき浄水発生土(脱水ケーキ)の有効利用を行うものとするが、長期間にわたる本事業においては入札段階で予見が難しく、かつ、乙の責によらない事象等によって提案した有効利用率が達成できないケースも生じうる。この場合に限り、第53条第4項で規定する要求水準又は提案内容の未達の対象外とするとともに、甲と乙で協議し対応について決定するものとする。

(業務引継ぎ)

第60条　乙は、この契約が履行期間の満了により終了するときは、履行期間の満了までに甲の指定する者に、業務の対象施設の運転維持管理業務に係る引継ぎ(以下「引継ぎ」という。)を行うものとする。

2　乙は、この契約の規定によりこの契約が解除される場合は、この契約の解除前に甲の指定する者に引継ぎを行うものとし、引継ぎ内容及び期間等は甲の指示に従うものとする。

(不可抗力による損害)

第61条　甲及び乙は、天災等(要求水準書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。)で甲と乙のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

2　甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第45条の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において同じ。)の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。

3　乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を甲に請求することができる。

4　甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」という。)のうち不可抗

力が発生した年度のサービス対価に係る対価の100分の1相当額に至るまでは乙が負担し、これを超える場合は甲が負担することを基本として協議により定める。

5　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「サービス対価の100分の1相当額」とあるのは「サービス対価の100分の1相当額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項の規定を適用する。

(リスク分担)

第62条　甲及び乙がこの契約を遂行するに伴い、発生が予測されるリスクと責任分担については別添3「リスク分担表」によるものとする。

(法令等の変更への対応)

第63条　甲及び乙は法令等の変更に対応するため、速やかに契約の変更、追加費用の負担等について双方協議しなければならない。

(個人情報の適正な管理)

第64条　乙は、この契約記載の業務を実施する上で神奈川県内広域水道企業団個人情報保護法施行条例(令和5年2月9日条例第2号)に規定する個人情報取扱事務が含まれる場合は、個人情報の保護を図るため、乙に開示する以下の基本方針等を遵守し、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な管理を行わなければならない。

・ 神奈川県内広域水道企業団情報セキュリティ基本方針
・ 神奈川県内広域水道企業団情報セキュリティ対策基準

(違約金及び賠償金の定めに関する特則)

第65条　この契約に定める違約金又は賠償金(名称を問わない。)は、損害賠償額の予定ではなく、甲に当該違約金又は賠償金を超える損害が発生した場合は、甲は乙に対して当該超過分の損害の賠償を請求することを妨げるものではない。

(サービス対価の請求)

第66条　乙は、第4条の規定に基づく検査に合格したときは、甲に対してサービス対価の支払を請求するものとする。

2　乙は、別添1「2サービス対価の算定方法及び支払時期」において、それぞれ定める支払時期に委託業務完了届と業務報告書を提出し、検査(なお、第4条の規定を準用するものとする。)を受けることができ、同検査に合格した業務に係るサービス対価の支払を甲に請求することができる。

(サービス対価の支払)

第67条　甲は、前条の規定により、適法な請求書を受理した日から30日以内にサービス対価を支払うものとする。

2　乙が前項に規定する期日までにサービス対価を受領しないときは、甲は、遅延利息支払の責を負わない。

3　この契約締結後、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって、消費税等の額に変動が生じた場合は、甲は、この契約を変更することなく、サービス対価に相当額を加減して支払う。

(特記事項)

第68条　各会計年度におけるサービス対価の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)及び支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は別添4のとおりとする。

(プロフィットシェア)

第69条　甲は、次の定めに従い、要求水準書の変更を伴う手法等の導入による本事業に要する費用の減少について、サービス対価を減額することができる。

(1)　乙の改善提案

乙は、履行期間中、本事業について要求水準書に定める業務の水準を低下させることなく、要求水準書を変更することによって実施可能な、より効果的で効率的な手法等を提案することができる。乙が提案できる範囲は、サービス対価の額の低減を伴うものでなければならない。

(2)　要求水準書の変更

甲は、乙の改善提案により必要と認める場合は、乙に対して要求水準書の変更の検討を指示することができる。この場合、乙は、当該指示の受理後遅滞なく、当該変更が本事業の実施に与える影響を検討し、検討結果を甲に報告する。甲は、当該検討結果の受理後遅滞なく、要求水準書の変更を行うか否かを乙に通知する。変更後の要求水準書は、乙が通知を受理

した日の翌日から適用されるものとする。

(3) 要求水準書の変更に伴うサービス対価の減額

甲は、乙の改善提案により要求水準書を変更した場合、本事業の実施のために乙が負担する費用の減少に応じて、対応するサービス対価を減額する。甲は、サービス対価の減額について、本事業の実施のために乙が負担する費用が低減すると見込まれる額の少なくとも10分の5に相当する額を減額しない。乙が負担する費用が低減すると見込まれる額は、甲及び乙が協議して定める。

(4) 要求水準書の変更に必要な設備投資等の費用負担

甲は、乙の改善提案が履行期間中になされ、要求水準書の変更のために設備投資等に要する追加費用が発生する場合、甲は自らの裁量により当該追加費用を負担することができる。

（以下本頁余白）

（別添 1）

サービス対価の支払いについて

1　サービス対価の構成

サービス対価の構成は、次のとおりとする。

対価の構成、該当する業務			含まれる主な費用
対価 A	対価 A-1(変動費) 汚泥運搬・処分業務		・ 人件費 ・ 浄水発生土(脱水ケーキ)運搬費・処分費 ・ その他経費
対価 B	対価 B-1	対価 B-1-1(固定費) a 運転管理業務 b 保守点検業務 c その他業務	・ 人件費 ・ その他経費
		対価 B-1-2(変動費) a 運転管理業務 (うち時間外勤務)	・ 人件費 ・ その他経費
	対価 B-2(固定費) d 計画修繕業務		・ 人件費 ・ 材料費・修繕費 ・ その他経費
対価 C	対価 C(その他) e 既設施設に対する計画外修繕業務		・ 人件費 ・ 材料費・修繕費 ・ その他経費

2　サービス対価の算定方法及び支払い時期

サービス対価の算定方法及び支払時期は、次のとおりとし、各支払時期・方法において、[対価 A、対価 B 及び対価 C]の合計額に消費税及び地方消費税の額を加算し、要求水準書において、甲が調達し、かつ乙が負担するとされているユーティリティ分を控除した金額を支払うものとする。

(1) 対価 A

対価費目	算定方法(支払時期)
対価 A-1(変動費) 汚泥運搬、処分業務	■ **各支払時期(四半期払)の支払金額** **＝[対象費用の各年度の合意単価(円/DS-t)]×[計画処分量(t)(乾燥重量)]÷支払回数(年 4 回)** DS＝Dry Sludge=乾燥土 実績による各年度の汚泥運搬・処分量(以下「実績処分量」という。)が、甲が予定する各年度の汚泥運搬・処分量(以下「計画処分量」という。)に満た

	ない場合においても上記計算式で積算するものとし、要求水準又は提案内容未達としては取り扱わないことを確認する。 なお、四半期とは、毎年 3 月、6 月、9 月及び 12 月の各末日をいう。以下同じ。

備考　サービス対価の変更は、設計変更で対応し、増額・減額変更となる場合は各年度の最終の支払月(3 月)で調整する。

(2) 対価 B

対価費目	算定方法(支払時期)
対価 B-1-1(固定費) a 運転管理業務 b 保守点検業務 c その他業務	■　**各支払時期(四半期払)の支払金額** **＝[対象費用の各年度の費用の合意金額]÷支払回数(年 4 回)** ただし、1 円未満の端数が生じたときは各年度の最終の支払月(3 月)で調整する
対価 B-1-2(変動費) a に関する時間外勤務(労務)	■　**年払いの支払金額** **＝[対象費用の各年度の合意単価(円/人工)]×[時間外勤務数(人工)]** 要求水準書第 4　1　(10)　カ　休日・時間外対応　に記載の条件に基づき、支払う
対価 B-2(固定費) d 計画修繕業務	■　**各支払時期(四半期払)の支払金額** **＝[修繕計画の合意金額](年 4 回)**

備考　計画修繕業務の支払いについては、完了報告及び検査完了をもって、支払いを行うものとする。

(3) 対価 C

対価費目	算定方法(支払時期)
対価 C(その他) e 既設施設に対する計画外修繕業務	■　**年払いの支払金額** **＝[2,500,000 円](年 1 回)** ただし、計画外修繕の実費として甲が承諾した額の各年度の合計額が 2,500,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)に満たない場合は、当該合計額とし、サービス対価を減額する。また、各年度の合計額が 2,500,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)を超えた場合は、当該合計額とし、サービス対価を増額する。

備考　乙は、既設施設に対する計画外修繕を実施する際には、あらかじめ甲に、その他修繕を必要とする理由、修繕の方法、必要な費用等を明記した見積書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

備考　サービス対価の変更は、設計変更で対応し、増額・減額変更となる場合は各年度の最終の支払月(3 月)で調整する。

3　賃金又は物価の変動の確認

(1) 賃金又は物価の変動については、サービス対価の各項目(対価 C を除く。)について、次の式により算定する改定率(以下「改定率」という。)により確認する。

改定率＝改定率の算定をする年度の公表されている最新の指数/前回改定時の指数(一度も改定がされていない場合は、基準日の指数)

※　改定率に小数点以下第 4 位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

※　基準日とは、本事業に係る入札公告日をいい、第 4 項に基づく初回の改定後にお

いては、直前のサービス対価の変更を請求した日をいう。

(2) 改定率の算定として用いる指数は、甲と乙が協議の上で決定する。また、市場の変動等により、改定率として用いる指数が実態と整合しなくなった場合には、甲と乙が適宜協議を行い変更するものとする。

4　賃金又は物価の変動によるサービス対価の変更

(1) 甲又は乙は、改定率の増減が 1,000 分の 15 を超過する場合には、超過した費目のサービス対価の変更を請求することができる。

(2) 甲又は乙は、前号の規定による請求があったときは、甲は、当該費目のサービス対価の改定率の増減が 1,000 分の 15 を超過することを確認した場合は、甲乙協議の上、1,000 分の 15 を超える額につき、当該費目のサービス対価の変更に応じなければならない。

(3) 前項に基づく当該費目の変更後のサービス対価は、請求のあった日を基準とし、第 3 項に規定する指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。

(4) 第 1 号の規定による請求は、本条の規定により当該費目のサービス対価の変更を行った日から 12 月を経過した後に再度行うことができる。

(5) 第 3 号において考慮されていない変動要素又は重大な変更、日本国内における急激なインフレーション又はデフレーション等が生じ、サービス対価が著しく不適当となった費目があるときは、甲及び乙は前各号の規定にかかわらず、当該著しく不適当となった費目のサービス対価の変更を請求することができる。

(6) 前号の場合において、当該費目のサービス対価の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。

(7) 第 3 号及び前号の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第 1 号又は第 5 号の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

（別添 2）

要求水準又は提案内容未達の場合の措置

1　契約内容未達の場合の措置

甲は、乙が行う業務において、要求水準又は提案内容の未達を確認した場合は以下に示す措置を執る。

2　業務の是正についての措置の内容

業務の是正についての措置の内容は、次のとおりとし甲が必要と判断した場合は、その執った措置の内容を公表できるものとする。

(1) 是正勧告

甲は、乙による業務の履行がこの契約の条項、要求水準書又は提案書類の内容を達成していないことが確認された場合、乙に対して、速やかに是正勧告を行うものとする。乙は、甲から是正勧告を受けた場合は、速やかに是正対策、是正期限、再発防止策等を記載した是正計画書(以下「是正計画書」という。)を甲に提出し、甲の承諾を得るものとする。甲は、乙からの是正完了の通知を受領又は是正期限の到来後、随時モニタリングを行い、是正計画書に沿った内容での是正が行われたかどうかを確認するものとする。

(2) 是正命令

甲は、是正勧告に係るモニタリングにより是正計画書に沿った内容での是正が認められないと判断した場合、乙に対して是正命令を行うものとする。乙は、甲から是正命令を受けた場合は、速やかに是正計画書を甲に提出し、甲の承諾を得るものとする。甲は、乙からの是正完了の通知を受領又は是正期限の到来後、随時モニタリングを行い、是正計画書に沿った内容での是正が行われたかどうかを確認するものとする。

(3) 違約金の請求

甲は、業務の是正レベルと改善状況に応じ、乙に対して違約金を請求する。詳細については「3 違約金の請求」に示す。

3　違約金の請求

(1) 違約金の請求内容

甲は、要求水準又は提案内容の未達状況を確認した場合は、次の方法により違約金を請求するものとする。ただし、その状態が、乙の責めにより発生したものでないと甲が認めた場合は、この限りでない。

(ア) 是正レベルの認定

甲は、未達状況に応じて、次のとおり是正レベルの認定を行う。ただし、各是正レベルの当該事象の詳細については、モニタリング実施計画書に定める。

是正レベル	各是正レベルに該当する事象
レベル 1	要求水準を上回るが、提案内容の水準を達成できない場合
レベル 2	要求水準を達成できない場合
レベル 3	西長沢浄水場排水処理施設が停止となる事象が発生した場合
レベル 4	西長沢浄水場が停止となる事象が発生した場合 コンプライアンス違反(法令違反、虚偽報告等)があった場合

(イ) 違約金の発生

【減額ポイントの計上】

甲は、要求水準等未達を確認した場合、次のとおり是正レベルに応じた減額ポイントを計上する。

レベル	①要求水準等未達の確認	②是正勧告後、改善が認められないと判断した場合	③是正命令後、改善が認められないと判断した場合
1	1P	2P	4P
2	2P	4P	8P
3	3P	6P	12P
4	10P	20P	40P

【サービス対価の減額】

甲は、モニタリングの結果を踏まえ、四半期毎に減額ポイントを確定する。甲のモニタリングが終了し、減額ポイントがある場合は、乙に減額ポイントを通知する。

サービス対価の減額(違約金)の支払に際しては、年度毎に下記計算式に示すとおり減額分を計算し、当該年度の最終のサービス対価の支払月(3 月)末にサービス対価を減額(違約金がサービス対価を上回る場合には違約金の請求)を行うものとする。

当該年度のサービス対価の減額分の計算方法

当該年度のサービス対価×0.1％×(当該年度の減額ポイント上ボーナスポイントによる相殺)

4　ボーナスポイントの付与

乙が、提案した水準を超えて、甲の事業に多大な貢献をした場合、甲は、乙にボーナスポイントを与えることができる。ボーナスポイントは減額ポイントと相殺することができ、事業期間を通じて累積することができるものとする。ただし、是正レベルがレベル 3 もしくはレベル 4 により発生した減額ポイントについては、ボーナスポイントによる相殺は行わない。

なお、保有しているボーナスポイントは、相殺可能な場合は必ず使用するものとして、相殺した分のボーナスポイントは消滅する。

5　当該年度の最終のサービス対価の支払後に要求水準又は提案内容の未達が判明した場合の対応

当該年度の最終のサービス対価の支払後に、要求水準又は提案内容の未達が判明するなど支払の根拠を失った場合、甲は、本来支払うべきサービス対価を計算し直し、既に乙に支払った額との差額(以下「本差額」という。)を、判明後最初に支払義務が到来するサービス対価(以下「精算対象サービス対価」という。)から差し引くものとし、履行期間終了後に判明した場合又は本差額が精算対象サービス対価を超過する場合には、乙は、甲に対して本差額又は当該超過額を支払うものとする。

この場合、本差額について、甲が乙にサービス対価を支払った日から、甲が本差額全額の精算が完了した日(以下「精算完了日」という。)までの日数につき、精算完了日時点での政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額(1 年を 365 日とする日割り計算とする。)の損害金を加えて差し引くものとする。

（別添 3）

リスク分担表

【負担者】●：主負担、▲：従負担

段階	リスクの種類		No.	リスクの内容	負担者※1	
					企業団	事業者
共通	入札・契約	入札手続き	1	入札説明書、要求水準書等の記載内容の変更、誤記及び提示漏れによるもの	●	
		契約手続き	2	企業団の帰責事由による契約締結の遅延、中止	●	
			3	事業者の帰責事由による契約締結の遅延、中止		●
		終了手続き	4	契約終了手続きに伴う、諸費用の発生及び共同企業体の清算手続きに関するもの		●
	制度関連	政治	5	事業予算、債務負担行為、契約締結などの議決に関するもの	●	
			6	政策変更による事業の変更・中止に関するもの	●	
		法制度	7	本事業に直接の影響を及ぼす法制度・許認可の新設・変更によるもの	●	
			8	本事業に直接の影響を及ぼさない法制度・許認可の新設・変更によるもの		●
		許認可	9	企業団が手続きすべき許認可・届出の遅延によるもの	●	
			10	事業者が手続きするべき許認可・届出の審査等の遅延であって事業者の事由によらないもの	●	
			11	事業者が手続きするべき許認可・届出の遅延であって、事業者の事由によるもの		●
		行政指導	12	事業者の帰責事由による行政指導に伴う事業の変更・遅延に関するもの		●
			13	企業団が対応すべき行政指導に伴う事業の変更・遅延に関するもの	●	
		税制変更	14	消費税などの本事業に直接の影響を及ぼす税制度の新設・変更によるもの	●	
			15	法人事業税、法人住民税などの事業者の利益に関する税制度の新設・変更によるもの		●
	社会	第三者賠償	16	事業者の帰責事由による第三者賠償等に関するもの		●
			17	企業団の帰責事由による第三者賠償等に関するもの	●	
		住民対応	18	本事業の実施そのものに関する地元合意形成等に関するもの	●	
			19	事業者が行う業務（調査・設計・工事・運転維持管理）に関する地元合意形成等であって、事業者の帰責事由によらないもの（企業団の指示により実施したもの等）	●	
			20	事業者が行う業務（調査・設計・工事・運転維持管理）に関する地元合意形成等であって、事業者の帰責事由によるもの		●
		環境問題	21	事業者の提案内容、業務に起因する環境問題に関するもの		●
			22	企業団が指示する環境問題に関するもの	●	
	業務	事業者の発注する業務	23	事業者が発注する契約の管理・内容変更等に関するもの		●
		想定外業務	24	第三者の加害行為（破壊、盗難、強盗、汚損、毒物混入、放火等）により、事業変更・施設運転停止・事業継続が困難となる場合	●	▲※2
	安全	事故災害	25	事業者の帰責事由による事故災害に関するもの		●
			26	企業団の帰責事由による事故災害に関するもの	●	
		安全確保	27	事業者が行う業務（調査・設計・工事・運転維持管理）における安全性の確保		●
			28	企業団が行う業務（企業団が別途発注する業務を含む）による安全性の確保	●	
	労務	教育・研修	29	関連経費及び予備要員の配置又は応援要員の確保		●
		ハラスメント行為	30	事業者の対応不備による賠償請求、企業イメージの低下		●
		不正犯罪	31	事業者の従業員の不誠実行為等による業務停止、契約解除		●
		情報漏洩	32	事業者の帰責事由による情報の漏洩		●
			33	企業団の帰責事由による情報の漏洩	●	
	資金	物価変動	34	本事業に係るインフレ・デフレ（物価変動）に関する費用の増減	●	▲※3
		保険の付保	35	事業者が行う業務（調査・設計・工事・運転維持管理）の各段階のリスクをカバーする保険に関するもの		●
	変更・中断	計画変更	36	企業団の帰責事由による事業内容・用途の変更に関するもの	●	
		事業の中断	37	事業者の帰責事由による事業の中断に関するもの		●
			38	企業団の帰責事由による事業の中断に関するもの	●	
		契約不履行	39	事業者の帰責事由による契約不履行に関するもの		●
			40	企業団の帰責事由による契約不履行に関するもの	●	
		技術進歩・創意工夫	41	事業期間中の技術進歩や創意工夫に伴い、事業の内容に変更が必要となる場合	▲※4	▲※4
		不可抗力	42	本事業に係る戦争、暴動、天災（風水害、地震、噴火等）、パンデミック他、通常の予見可能な範囲外のものであって、企業団及び事業者の双方の責めに帰すことのできない事由等	●	▲※5

※1　リスク分担にない事象については企業団と事業者間で協議のうえ対応方法を決定する
　　リスク分担が定められた事業についても、その発生事象や発生事由に応じてリスク分担について協議を行うものとする

※2　事業者の善管注意義務違反や業務不履行等によるもの

※3　一定の割合を超える費用負担は企業団、それ以外は事業者が負担とし、その割合は設計建設工事請負契約書(案)
　　及び運転維持管理業務委託契約書（案）において定める

※4　企業団および事業者からの提案があり、新技術の内容や金額の増減（契約の変更）に両者が合意した場合（プロフィットシェア含む）

※5　企業団のリスク負担を基本とするが、被害を最小限にとどめる経済的動機付けのため、生じた損害の一部を事業者に負わせるもの

段階	リスクの種類		No.	リスクの内容	負担者※11	
					企業団	事業者
運転維持管理	発生土	処分	65	事業者の帰責事由による処分の不備		●
			66	事業者が契約する搬出業者・処分業者の廃業、事業停止に伴う処分の不備		●
			67	企業団の帰責事由による処分の不備	●	
	施設	施設性能（新設対象施設）	68	施設の契約不適合によるもの（契約不適合責任期間中）		●※12
			69	施設の契約不適合によるもの（契約不適合責任期間後）	●※12	
			70	事業者が実施する機器等更新について、事業者の帰責事由により不具合が発生した場合		●
		施設性能（継続利用施設）	71	既存施設の不具合、劣化、経年化等による性能不足に関するもの	●	
			72	事業者の帰責事由による性能不足に関するもの（事業者提案による改良、運転維持管理の人為的なミス等に起因するもの）		●
		施設の損傷	73	事業者の帰責事由による施設の損傷に関するもの		●
			74	企業団の帰責事由による施設の損傷に関するもの	●	
		ライフライン・消耗品	75	電気、水道等の供給停止によるもの	●	
			76	ガスの供給停止によるもの		●
			77	事業者の帰責事由による下水放流の不備		●
			78	事業者が調達する消耗品等の不備に関するもの		●
		通信システムの障害復旧、安全対策	79	事業者が使用するＯＡ機器等、事業者の帰責事由によるもの		●
			80	企業団の帰責事由によるもの	●	
	運転維持管理費の増加		81	事業者の帰責事由による運転維持管理費の増加		●
			82	企業団の帰責事由による運転維持管理費の増加	●※13	
	業務引継ぎ		83	事業開始時の業務引継ぎの不備	●	
			84	事業終了時の業務引継ぎの不備		●
	事業終了時の施設の状況		85	事業終了時の施設状況の要求水準の未達成		●

※11 リスク分担にない事象については企業団と事業者間で協議のうえ対応方法を決定する

リスク分担が定められた事業についても、その発生事象や発生事由に応じてリスク分担について協議を行うものとする

※12 契約不適合責任期間は設計建設工事請負契約書（案）において定める

※13 企業団の提示条件及び指示の不備・変更による設計変更、計画の変更など

（別添 4）

支払限度額及び出来高予定額

会計年度	支払限度額	出来高予定額
令和 9 年度	0 円	円
令和 10 年度	円	円
令和 11 年度	円	円
令和 12 年度	円	円
令和 13 年度	円	円
令和 14 年度	円	円
令和 15 年度	円	円
令和 16 年度	円	円
令和 17 年度	円	円
令和 18 年度	円	円
令和 19 年度	円	円
令和 20 年度	円	円
令和 21 年度	円	円
令和 22 年度	円	円
令和 23 年度	円	円
令和 24 年度	円	円
令和 25 年度	円	円
令和 26 年度	円	円
令和 27 年度	円	円
令和 28 年度	円	円
令和 29 年度	円	円
令和 30 年度	円	円
令和 31 年度	円	円
令和 32 年度	円	円
令和 33 年度	円	円
令和 34 年度	円	円

※　甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額及び出来高予定額を変更することができる。

※　令和 10 年度以降は、運転・維持管理業務に係るサービス対価の 10%が支払限度額となる。